

令和6年度 行政監査・定期監査
(一般会計・特別会計・企業会計)

結 果 報 告

小浜市監査委員

1. 監査の種類

行政監査（地方自治法第199条第2項）

定期監査（地方自治法第199条第4項）

2. 監査の対象

各部・各局にそれぞれ属する一般会計、特別会計、企業会計

3. 監査の方法

財務に関する事務が、法令等に従って適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

また、監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

4. 監査の主眼

予算に関連する事務の執行ならびに財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理事務が、地方自治法第199条第3項に規定する第2条第14項および第15項、ならびに地方財政法第4条の趣旨に則っているかについて特に注意を払い、それぞれの事務事業が経済的、効果的、合理的かつ計画的に執行されているか、また法令等に基づいて適正に処理されているかを主眼に置くとともに、前年度の決算審査やこれまでの各種監査等の結果を踏まえ実施した。

5. 監査の実施期間

企画部 令和6年10月 3日～令和6年11月 1日

D X推進室・ふるさと納税推進室

令和6年10月15日～令和6年11月11日

総務部 令和6年10月15日～令和6年11月11日

民生部 令和6年11月 5日～令和6年11月25日

産業部のうち 文化観光課、上下水道課

令和6年12月 3日～令和6年12月25日

産業部のうち 商工振興課、農政課、里山里海課、都市整備課

令和7年 1月 8日～令和7年 1月27日

教育委員会、会計課、議会事務局、監査委員事務局

令和7年 1月29日～令和7年 2月21日

6. 監査の結果

財務に関する事務の執行や経営にかかる事業の管理状況を検証した結果、各部署とも、事業執行ならびに予算管理が概ね適正に執行されていることを確認した。

ただし、一部について改善や検討の必要な事項については、意見を付すとともに、監査の過程で判明した軽微な事項については、所管課長に口頭で指示し改善を促した。

【 DX推進室 】

- ・USBメモリ使用や情報セキュリティの教育、生成AIの活用等においては、教育委員会とも連携し、学校職員も含めた全職員に対する研修を実施するなど、対策を講じられたい。

【 ふるさと納税推進室 】

- ・ふるさと納税の返礼品は、漁業や農業などの多様な分野での商品開発が必要であり、単独の係や課だけでなく、全庁的な取り組みを検討されたい。
- ・ふるさと納税による寄付額は、返礼品開発や広告等の経費に多く費やされることに認識を強くし、増収に取り組まれたい。

【 総務部 】

秘書課

- ・市長車の運転は、職員の負担軽減および安全面の観点から、専門職員の雇用か運転業務の委託を検討されたい。

総務課

- ・文書管理システムを電子化することによって職員が負担増と感ずることの無いよう判り易いシステムの導入に努められたい。また、複数課での業務連携を進め、職員の負担が軽減されるよう、業務の効率化を検討されたい。

税務課

- ・悪質な滞納者には、法的対応も視野に入れて厳しく徴収に努められたい。

生活安全課

- ・自然災害などの発災時の高齢者等要支援者の避難誘導に当たっては、対象名簿の充実を含め、民生部とも連携して避難行動の支援対策を検討されたい。

【 企画部 】

未来創造課

- ・「おばまで暮らそ！！事業」の「お試し住宅事業」を利用して移住された方が、国内のどの地域から移住されたか、移住の理由等も分析し、事業推進に取り組まれたい。

コミュニティ支援課

- ・「市民との対話集会」が、発言したい人だけの意見に偏らないよう、市内に暮らす人の意見を、地区や世代及び性別によらず公平に聞く仕組みにしていきたい。
- ・市が取り組む事業を広く市民に伝えるため、様々な媒体による広報の手法について検討されたい。
- ・ダイバーシティ推進「パートナーシップ制度」の周知については、日本語の注釈をつけるなど、市民に判り易く広報し、徐々に理解が進むよう努められたい。

食のまちづくり課

- ・「大人の食育－食の体験を活かしたウェルビーイング向上事業－」は、委託事業として実施されているが、目標の到達地点を明確にし、取り組み内容については、業種や世代に関わらず多くの市民が参加できるような周知広報に努められたい。今後は市主体での実施を期待する。また、事業の活動内容とともに成果を市民に向けて公表されたい。
- ・ウェルビーイングの概念について、全ての市民が理解しやすい、かみ砕いた内容での周知に努められたい。

【 民生部 】

高齢・障がい者元気支援課

- ・避難行動要支援者に対し、区、民生委員、自主防災組織等の関係団体と連携し、課題を把握して支援策に取り組みたい。

【 産業部 】

文化観光課

- ・海産物等を目的とする来訪者は再訪される率も高いと見受けられるので、市場で開催するマルシェとも連携し来場者を市街地まで誘導できる仕組みづくりに期待する。
- ・文化財の保存活用については、将来的な見通しをたて、広範に市民意識を醸成すると共に市民全体の認識が深まるよう、子ども（小中学生）への学習機会を充実させるなど、計画的に継続した保存活用につなげられたい。

上下水道課

- ・令和7年度から使用する上下水道料金システムの更新については、慎重に実証し、不具合の発生を最小に抑えるよう対策に努められたい。
- ・特に基幹管路の適切な更新整備に努められたい。

【 教育委員会 】

教育総務課

- ・DXを進めるに当たって、生成AI等ツールの活用については危険性を十分に認識したうえで取り扱っていただきたい。

生涯学習スポーツ課

- ・図書館の新規購入図書については、市民が希望を出せるような周知方法を検討されたい。

【 共通 】

- ① 各部課横断的な業務は、一部の職員の負担が増加するのを避けるよう、全庁的に取り組むシステム（体制）を検討していただきたい。
- ② 基本的な事務執行に、適正を欠くものや部課内のチェック機能が働いていない事例が多数見受けられた。事務の執行にあたっては、前例にとらわれることなく、基本となる地方自治法および同法施行令並びに契約および会計に関する条例・規則等に則り、事務の適正化を図るとともに、チェック機能の強化を図る等再発防止に向けた措置を速やかに講じられたい。チェック機能を活かすことで、より効率的な事務運営を図られたい。
- ③ 検収調書等様式が示されている書類は、様式に即し、検収した内容を適切に記載されたい。また、契約書や請書については、支払いを分割する場合等の支払方法を明記し、仕様を明確に作成されるよう努められたい。
- ④ 地方公共団体における契約の締結は、一般競争入札が原則であり、随意契約は地方自治法施行令第167条の2各号に該当する場合に限って例外的に実施できるものであることから、法的根拠に基づく随意契約理由や業者選定理由を具体的かつ明確に

記載されたい。

また、随意契約を行う場合であっても、2者以上から見積りを徴して契約金額の適正性を確保すると共に競争原理が働くよう努められたい。2者以上から見積書を徴し難い場合は1者からの見積書で処理できるが、その判断は客観的な基準に基づいたものでなければならず、小浜市随意契約事務の手引（会計事務の手引き）等事務マニュアルに基づき適正に処理されたい。

- ⑤ 現金の管理および取扱いは、十分に注意されたい。

- ⑥ ふるさと納税制度は、歳入増に効果的であるが、税の奪い合いという側面があり、非常に不安定であることから、恒常的な施策への財源は、国県からの交付金を対策するなど、ふるさと納税を過信することなく、地域に根差した適切な予算執行に努められたい。